

指定通所介護・指定介護予防通所サービス事業者運営規定

第1条（事業の目的）

中道高齢者介護支援センター（以下「事業者」という）が実施する指定通所介護・指定介護予防通所サービス事業者（以下「本事業」という）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員等の従業者（以下「従業者」という）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為、適正な指定通所介護・指定介護予防通所サービス（「本サービス」という）を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1 事業所の本事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活に必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 中道高齢者介護支援センター
- 2 所在地 神戸市兵庫区中道通6丁目1番33号

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

| 職種 | 人数 | 職務内容 |
|---------|------|--|
| 管理者 | 1名 | ・本事業と従業者及び業務の管理を一元的に行う。 |
| 生活相談員 | 1名以上 | ・利用申込者の事前面接、調査、相談業務に関するものを行う。 ・利用者の送迎計画、体制の実施 ・通所介護計画の作成 |
| 看護師 | 1名以上 | ・利用者の健康管理、救急安全に関するものを行う。 ・衛生材料の保管、使用に関するものを行う。 |
| 機能訓練指導員 | 1名以上 | ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。 |
| 介護職員 | 7名 | ・介護プログラムの企画、実施 ・食事、入浴、排泄、送迎介助等の業務 ・消耗品の保管、使用。 |

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ①営業日 月曜日から日曜日までとする。
- ②営業時間 午前8時15分から午後17時15分
サービス提供時間 午前9時10分から午後16時45分までとする。
- ③定休日 1月1日（元旦） 9月（敬老の日）

第6条（指定通所介護の利用定員）

事業所の利用定員は、1日一般型45人とする。

第7条（指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額）

1本サービスの内容は次の通りとし本サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣・神戸市が定める基準によるものとし、当該指定通所介護・当該指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（厚生労働大臣・神戸市が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に提示する）

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

2本サービスは、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

- ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ② 本サービスに通常要する時間を超える本サービスであって、利用者選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の本サービスに係る居宅介護・居宅予防サービス基準額又はサービス・介護予防サービス費用基準額を超える費用
- ③ 食費（食材料費+調理コスト）

| | |
|--------|-------|
| 利用者負担額 | 昼・おやつ |
| | 820円 |

- ④ おむつ代
- ⑤ 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

第 8 条（通常の実施地域）

通常の実業の実施区域は、神戸市兵庫区、長田区、須磨区、中央区の、施設より往復 30 分圏内の区域とする。

第 9 条（サービス利用にあたっての留意事項）

1 利用者は本サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- ①通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所が提供する食事を摂していただく。
- ②通所介護利用中の飲酒は厳禁。
- ③利用者は、生活環境の保全の為、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力していただく。
- ④宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の字湯を侵す事。
- ⑤喧嘩、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼす事。
- ⑥事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ⑦ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出す事。

2 利用者が次の事項のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に報告します。

- ①正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ②偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第 10 条（虐待の防止）

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者を管理者とする。
- 2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ、見直しを行う。
- 3 全ての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施する。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- 5 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

第 11 条（緊急時における対処方法）

- 1 従業者は、通所介護の実施中に利用者の病状に急変、その他事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかにおこなうものとする。

第 12 条（災害・非常時への対応）

- 1 事業者は施設に消火設備・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。
- 2 事業者は非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。
- 3 非常災害、その他緊急の事態に備えて、防災及び非難に関する計画を作成し、利用者及び職員に周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施する。
- 4 事業者は前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 5 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

第 13 条（その他運営についての留意事項）

事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用時研修：採用後 1 ヶ月以内
- ②継続研修 年 1 回
- ③従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ⑤利用者に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
- ⑥この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人報恩会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附則）

- この規定は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
- この規則は、平成 18 年 4 月 1 日より一部改定する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改定する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改定する。
- この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から一部改定する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改定する。
- この規程は、令和元年 6 月 1 日から一部改定する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改定する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から一部改定する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から一部改定する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改定する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から一部改定する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から一部改定する。

この規程は、令和 6 年 2 月 19 日から一部改定する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改定する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から一部改定する。

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から一部改定する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改定する。